# V 諸制度

※参考:令和5年度障がい者(児)福祉のしおり

### 1 手帳の交付

#### (1)精神障害者保健福祉手帳

- 【目 的】 精神障がい者の社会復帰の促進と自立及び社会参加の促進を図るための支援の一つとして精神障害者保健福祉手帳制度があります。障がいの種別と障がいの状態を確認し、必要な福祉施策・福祉サービスの利用をしやすくすることと、行政が手帳を交付することによって、一人一人の障がい者の実情に応じて援助するだけでなく、障がい者全体の数を把握し、福祉施策及び福祉サービスを充実させていくことにあります。
- 【対 象】 軽度の神経症や心身症など一部の病気や、精神科の治療対象とならない人格 障害、知的障害などを除き、精神科の病気 (認知症も含みます) があり、長期 にわたり日常生活又は社会生活への制約 (生活への障害) がある人が対象です。 年齢による制限や在宅・入院の区別はありませんが、病院に初めてかかった日 (初診) から6ヶ月以上たった日から申請できます。

【障害等級】 病状の状態によって、1級から3級までの障害等級が認定されます。

【有効期限】 2年間

(※有効期限の3ヶ月前から更新申請ができます)

【申請窓口】 市町村

【申請書類】 申請は、「手帳用の診断書」か、障害年金を受給している場合には「年金証書等の写し」「特別障害給付金受給資格者証等の写し」「直近の振込通知書の写し」で申請できます。

申請方法	必要書類
診断書による申請	<ul><li>(1)申請書</li><li>(2)手帳用の診断書</li><li>(3)写真</li></ul>
年金証書による申請	<ul><li>(1)申請書</li><li>(2)年金証書等の写し</li><li>(3)直近の年金振込通知書の写し</li><li>(4)同意書</li><li>(5)写真</li></ul>
特別障害給付金 受給資格者証による申請	(1)申請書 (2)特別障害給付金受給資格者証の写し等 (3)直近の国庫金振込通知書の写し (4)同意書 (5)写真

※写真の提出は任意です。提出される場合は、縦4cm×横3cm、最近1年以内に撮影され、脱帽し上半身、無背景の写真で、本人の判別ができるものを1枚お願いします。

※身体障害者手帳、療育手帳については、福祉のしおりを参照ください。

# 2 諸制度

### (1) 手当

種類	対象	支給額	問い合わせ先
障害児福祉手当	在宅の重度障がい児で、日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態にある20歳未満の者	月額15,220円 (令和5年4月分以降)	市町村
特別障害者手当	在宅の最重度障がい者で、常時特別の 介護を要する状態にある20歳以上の 者	月額27,980円 (令和5年4月分以降)	市町村
特別児童扶養手当	障がい児を監護、養育する父母又は養 育者	月額 1級53,700円 2級35,760円 (令和5年4月分以降)	市町村

※受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上である場合、手当の支給はされません。

### (2)公的年金制度

### ①障害基礎年金(国民年金)

支給対象者	支給額	問い合わせ先
保険料納付期間(免除期間を含む)又は他の公的年金制度加入期間が一定以上であるか、幼いときからの障がい者の方であること。 ※福祉年金からの移行者及び幼いときからの障がい者の方は所得制限有り。	1級 S31.4.1以前生 年額990,750円+子の加算 S31.4.1以降生 年額993,750円+子の加算 2級 S31.4.1以前生 年額792,600円+子の加算 S31.4.1以降生 年額795,000円+子の加算	市町村

### ②障害厚生年金等(厚生年金保険·船員保険(職務外)

支給対象者	支給額	問い合わせ先
厚生年金に加入されている方が、病気またはけがにより障がいが残った場合、障害の程度に応じて支給します。(原則、厚生年金保険の加入中の発病で、障害基礎年金が同時に受けられます。ただし、障害厚生年金3級と障害手当金は厚生年金保険独自給付となります。)	<障害厚生年金> 1級 (報酬比例の年金額×1.25) +配偶者加給年金額 2級 (報酬比例の年金額×1.00) +配偶者加給年金額 3級 報酬比例の年金額 ※最低保障 S31.4.1以前生 594,500円 S31.4.1以降生 596,300円 <障害手当金> (一時金)報酬比例の年金額×2.0 ※最低保障 S31.4.1以前生1,189,000円 S31.4.1以前生1,189,000円 S31.4.1以降生1,192,600円	各年金事務所 (船員保険 は、徳島南年 金事務所)

### ③特別障害給付金

支給対象者	支給額	問い合わせ先
国民年金の任意加入対象期間中に、加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障がい者の方。 ※H3.3月以前までの国民年金任意加入対象者であった学生 ※S61.3月以前の任意加入対象であった厚生金などの被用者年金等に加入していた方の配偶者	1級 月額 53,650円 2級 月額 42,960円	市町村

<sup>※</sup>各年金(給付金)制度による支給額の等級は、障害者手帳の等級と対応しません。

### (3) 住まい

### ①県営住宅への入居

内容	対象	問い合わせ先
所得の少ない、住宅にお困りの方が低い家賃で入居できる県営住宅を提供します。 障がい者などが優先的に入居できる優先入 居制度があります。	<ul> <li>精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳を所持する程度の者)のいる世帯(単身でも可)</li> <li>身体障がい者(1-4級)のいる世帯(単身でも可)</li> <li>知的障がい者(療育手帳を所持する程度の者)のいる世帯など</li> </ul>	県住宅課 県住宅供給公 社 県営住宅 PFI 管理センター

#### 【備考】

- ※選考の上、入居者を決定します。
- ※常時介護を必要とする方は、居宅において常時介護を受けることができる支援体制がある方に限ります。
- ※優先入居制度がある市町村営住宅もあります。
- ◎そのほか、車いす利用者が入居できる車いす専用住宅もあります。

### ②セーフティネット住宅等の民間賃貸住宅の情報提供

内容	対象	問い合わせ先
民間の賃貸住宅に入居を希望する障がい者 などの、住宅の確保に特に配慮を要する方が円滑に入居できるよう、入居を受け入れる民間賃貸住宅等の情報を提供します。	障がい者など	徳島県居住支援協議会セーフティネット住宅情報提供システム県住宅課

### (4)心身障害者扶養共済制度

内容	対象	問い合わせ先
保護者(加入者)が亡くなられた後の心身障がい者(児)の生活の安定と生活の安定と福祉の向上を図るため、保護者の死亡後、心身障がい者(児)に年金を支給します。 ※掛金額は所得により減免あり。	精神障がい者(児) 身体障がい者(児) 知的障がい者(児)	市町村

### (5) 自動車使用に関する制度

①身体障がい者等用駐車場利用証(パーキングパーミット)制度

#### 内容

県内の公共施設、ショッピングセンター、病院、銀行などに設置された身体障がい者等用駐車場 (車いすマークがある駐車場)の適正利用を図るため、「歩行が困難な方」を対象に、県内共通 の身体障がい者等用駐車場利用証(パーキングパーミット)を交付し、当該駐車場を設置する事 業所等の協力を得ながら、不適切な駐車を解消し、歩行が困難な方に配慮した環境づくりを推進 しています。

◆次のような方が利用できます。

歩行困難者 (緑色)

> <対象者> 障がい者 高齢者 難病患者 等



ー時的歩行困難者 (オレンジ色)

<対象者> けが人 妊産婦 等

#### ◆利用できる駐車場は?

利用証は、県に協力の申込みがあった施設(協力施設)の身体障がい者等用駐車場で利用できます。

ステッカー(右記)や看板、三角コーンなどで協力施設であることを 示しています。

協力施設の一覧は、徳島県ホームページでご覧になれます。 利用証交付の申請方法等については、障がい福祉課までお問い合わせ ください。



#### ◆問い合わせ先

・徳島県保健福祉部障がい福祉課電話 088-621-2236

### ◆申請窓□

- ・ 障がい福祉課
- 県東部保健福祉局(徳島)
- 県南部総合県民局(美波)
- 県南部総合県民局 (阿南)
- 県西部総合県民局(三好)
- 県西部総合県民局(美馬)
- ・県障がい者相談支援センター

### (6) 税制度(控除、減免等)

### ①所得税

項目	控除額	問い合わせ先
障害者控除 (本人、同一世帯配偶者、扶養親族が障がい者の場合)	所得控除 27万円	
特別障害者控除 (1級の精神障がい者、1·2級の身体障がい者、重度の知的障がい 者等である場合)	所得控除 40万円	税務署
同居特別障害者控除 (居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障がい者で、かつ 同居を常況とする場合)	所得控除 75万円	

※今後の税制改正により変更される場合があります。

### ②住民税

項目	控除額	問い合わせ先
障害者控除 (本人、同一世帯配偶者、扶養親族が障がい者の場合)	所得控除 26万円	
特別障害者控除 (1級の精神障がい者、1·2級の身体障がい者、重度の知的障がい 者等である場合)	所得控除 30万円	市町村
同居特別障害者控除 (居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障がい者で、かつ 同居を常況とする場合)	所得控除 53万円	
前年の合計所得金額が135万円以下の障がい者	非課税	

※今後の税制改正により変更される場合があります。

### ③自動車税、軽自動車税

内容	対象	問い合わせ先
次の対象の自動車につい て、申請により税が減免さ れる場合があります。	・身体障がい者本人又は身体障がい者等(知的障がい者、精神障がい者を含む)を常時介護するか、生計を一にするものが運転し、専ら当該身体障がい者等の用に供する自動車で一定の要件に該当するもの ・構造上身体障がい者等の利用に供するためのものと認められる自動車など	東部県税局 自動車税庁舎 (電話) 088-641-2323 ②軽自動車税 は市町村

- ※障がいの程度が一定以上であること
- ※家族運転、介護者運転の場合は通院通学等に係る証明書が必要
- ※1人1台に限ります

### ④利子等の非課税制度(マル優・特別マル優)

内容	対象	問い合わせ先
少額預金の利子所得等の非課税制度(マル優)・少額公債の利子の非課税制度(特別マル優)があります。それぞれ元本350万円まで利子等が非課税になります。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者等	各金融機関

※郵便貯金の利子所得の非課税制度は、日本郵政公社の民営化に伴い廃止されました。 H19.10.1以降に預け入れされた郵便貯金の利子については、少額預金非課税制度(マル 優)の対象になります。詳しくは最寄りの郵便窓口にお問い合わせください。

### (7) 放送受信料・電話番号案内の減免

### ①NHK 放送受信料の減免

対象	減免率	問い合わせ先
世帯構成員のどなたかが、障がい者の手帳(精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳(または判定書))のいずれかをお持ちで、世帯全員が市町村民税非課税の場合。	全額	
次のいずれかにあてはまる方が、世帯主でかつ受信契約者の場合。 ○視覚・聴覚障がい者(身体障害者手帳をお持ちの方) ○重度の障がい者で、次のいずれかの手帳をお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳(1級) 身体障害者手帳(1、2級) 療育手帳(または判定書) (「最重度」または「重度」に相当する記載)	半額	放送局 又は市町村

※市町村長の証明が必要となります。

### ②NTT 電話番号案内(104)の無料サービス

対象	減免率	問い合わせ先
<ul> <li>精神障害者保健福祉手帳所持者</li> <li>身体障害者手帳所持者のうち、次に該当する方 視覚障がい(1~6級) 肢体不自由(上肢、体幹、運動機能障がい)(1、2級)</li> <li>療育手帳所持者</li> </ul>	全額無料	NTT 支店・営 業所

※事前に申し込みが必要です。

### (8) 携帯電話基本料金等の割引

対象	問い合わせ先
障がい者手帳(精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳、 特定疾患医療受給者証)所持者	各取扱店

### (9) 運賃等の割引

### ①バス運賃の割引

対象	内容・手続き	問い合わせ先
・精神障害者手帳所持者、第1種身体障害者、第1種知的障害者は本人及び介護者・その他(本人のみ)	各バス会社にご確認ください。	各バス会社市町村

### ②航空運賃の割引

象校	内容・手続き	問い合わせ先
<ul><li>精神障害者手帳所持者、身体障害者、知的障害者及びその介護者</li></ul>	各航空会社にご確認ください。	各航空会社支店、営業所、 指定代理店 市町村

### (10) その他

### ①生活福祉資金貸付制度

内容	対象	問い合わせ先
資金貸付と相談・支援を行うことにより世帯 の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を 図ることを目的とした制度です。	低所得者、障がい者世帯、高齢者 世帯等	各市町村社会 福祉協議会

## ②障がい者(児)の歯科治療

内容	場所・診療日	問い合わせ先
徳島県歯科医師会では、障がいのある方の歯の治療と口腔保健管理を行っています。 ※初診時には、被保険者証・療育手帳・障がい者手帳および現在使用中の歯ブラシをご持参ください。	<施設名> 徳島県歯科医師会□腔保健センター 心身障害者歯科診療所 (徳島市北田宮1丁目8-65 徳島県歯科医師会館) <診療日> 月曜日から金曜日まで (午前9時30分~午後4時30分、予約制)	088-632-8511

### ③県立施設における施設利用料等の減免

内容	備考
<	減免対象者、 対象サービは、 対象サービは、 各施設に さい と がい い い い い い い に い い に い い に い い に い い に い い に い に い い に い

### 3 日常生活白立支援事業

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者など判断能力が十分でない方が地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等の支援を行う事業です。

#### 【援助の内容】

- ①福祉サービス利用援助
  - ・福祉サービスについての情報提供や相談
  - 福祉サービスを利用し、またはやめるために必要な手続き
  - ・福祉サービスの利用料を支払う手続き
  - 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

### ②日常的金銭管理サービス

- ・年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ・医療費を支払う手続き
- 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ・日用品等の代金を支払う手続き
- ・以上の支払いに伴う預金の払戻し、預金の解約、預金の預入れの手続き

#### ③書類等預かりサービス

・通帳や印鑑など大切な書類の預かり

#### 【利用料】

1回(1時間程度)1,500円

※市町村民税非課税の方は、1回(1時間程度)1,000円(県社協が500円を負担)

※生活保護の方は無料。(公費により補助があるため)

#### 【相談窓口】

徳島県社会福祉協議会または各市町村社会福祉協議会

# 4 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方が安心して生活できるよう、家庭裁判所によって選ばれた援助者が本人を法律的に保護し、支援する制度です。

#### 【どんなときに利用するの?】

- 預貯金管理等の財産管理、遺産相続等、法律行為が必要な場合
- ・身上監護(福祉サービス、生活や医療など)についての契約が必要な場合
- ・悪徳商法の被害など消費者トラブルの予防や解決が必要な場合
- ・親族・知人等からの虐待など権利侵害を防ぐ必要がある場合

#### 【成年後見制度を利用するには】

- 本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ申し立てを行います。
- ・申し立てができるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族、市町村長等。

#### 【相談窓口】

・徳島家庭裁判所(手続きに関する説明・申し立て窓口)

### 5 生活困窮者自立支援制度

働きたくても働けない、住むところがないなど、仕事や生活に困っている方の相談に応じます。

相談窓口では、支援員が一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、寄り添いながら、他の専門機関と連携して、自立に向けた支援を行います。(生活保護を受給している方を除きます。)

### 【必須事業】※全ての市町村で実施されています。

- 自立相談支援
  - 就労その他の自立に関する相談支援や自立に向けたプラン作成等を実施します。
- 住居確保給付金

離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の給付金(有期)を支給します。 ※所得が一定水準以下の者

#### 【その他の事業】※実施される事業は市町村によって異なります。

• 就労準備支援

就労に必要な訓練を日常生活の自立や社会生活の自立段階から、自立した就労ができるまで有期で実施します。

• 家計相談支援

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等を行います。

• 学習支援

生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や居場所づくり、保護者への相談支援を行います。

### 【問い合わせ先】

①市部

名称		所在地	問い合わせ先
徳島市	徳島市生活あんしんサポートセ ンター	〒770-8053 徳島市沖浜東2丁目16番地 ふれあい健康館3階	電話 088-679-1441 (相談朝) 0120-79-1441
鳴門市	鳴門市生活自立支援センター 「よりそい」	〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜170 鳴門市役所1階 社会福祉課横	電話 088-678-2754 (棚) 0120-92-8734
小松島 市	こまつしま生活自立支援センタ	〒773-0010 小松島市日開野町井理森42-1	電話 0885-38-6333 (棚) 0120-783-141
阿南市	あなんパーソナル・サポート・ センター	〒774-0030 阿南市富岡町玉塚21 里見ビル1階	電話 0884-24-8754 (相談朝) 0120-92-8764
美馬市	美馬市生活支援相談センター 暮らしサポートみま	〒779-3610 美馬市脇町大字脇町1265-1	電話 0883-53-7830
吉野川 市	吉野川市社会福祉協議会	〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島252番地1	電話 0883-22-2741
阿波市	くらしサポートセンター阿波	〒771-1601 阿波市市場町興崎字北分60 市場総合福祉センター内	電話 0883-36-5511
三好市	環境福祉部 地域福祉課	〒778-0004 三好市池田町シンマチ1476-1	電話 0883-72-7647

### ②町村部

	名称	所在地	問	い合わせ先
勝浦町	くらしサポートセンター勝浦 (勝浦町社会福祉協議会内)	〒771-4305 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3 番地	電話	0885-42-4652
上勝町	くらしサポートセンター上勝 (勝浦町社会福祉協議会内)	〒771-4501 勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3 番地1	電話	0885-46-0919
佐那河 内村	くらしサポートセンター佐那河内(佐那河内村社会福祉協議会内)	〒771-4192 名東郡佐那河内村下字中辺71番 地1	電話	088-679-2304
石井町	くらしサポートセンター石井 (石井町社会福祉協議会内)	〒779-3223 名西郡石井町高川原字高川原 2112-3	電話	088-674-0139
神山町	くらしサポートセンター神山 (神山町社会福祉協議会内)	〒771-3310 名西郡神山町神領字本上角93-1	電話	088-676-1166
那賀町	くらしサポートセンター那賀 (那賀町社会福祉協議会内)	〒771-5406 那賀郡那賀町延野字王子原31番 地1	電話	0884-64-0026
牟岐町	くらしサポートセンター牟岐 (牟岐町社会福祉協議会内)	〒775-0004 海部郡牟岐町大字川長字新光寺 60-1	電話	0884-72-1151
美波町	くらしサポートセンター美波 (美波町社会福祉協議会内)	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字井ノ上13-2	電話	0884-77-0342
海陽町	くらしサポートセンター海陽 (海陽町社会福祉協議会内)	〒775-0302 海部郡海陽町奥浦字新町44	電話	0884-73-1980
松茂町	くらしサポートセンター松茂 (松茂町社会福祉協議会内)	〒771-0220 板野郡松茂町広島字三番越2-2	電話	088-699-5352
北島町	くらしサポートセンター北島 (北島町社会福祉協議会内)	〒771-0207 板野郡北島町新喜来字南古田88-1	電話	088-698-8910
藍住町	くらしサポートセンター藍住 (藍住町社会福祉協議会内)	〒771-1203 板野郡藍住町奥野字矢上前32-1	電話	088-692-9951
板野町	くらしサポートセンター板野 (板野町社会福祉協議会内)	〒779-0105 板野郡板野町大寺字亀山西169-5	電話	088-672-0051
上板町	くらしサポートセンター上板 (上板町社会福祉協議会内)	〒771-1330 板野郡上板町西分字橋西1-11	電話	088-694-6155
つるぎ 町	くらしサポートセンターつる ぎ(つるぎ町社会福祉協議会内)	〒779-4101 美馬郡つるぎ町貞光字宮下61	電話	0883-62-5073
東みよ し町	くらしサポートセンター東みよし (東みよし町社会福祉協議会内)	〒779-4702 三好郡東みよし町西庄字横手70	電話	0883-82-6309
徳島県	とくしま・くらしサポートセンター	〒770-0943 徳島市中昭和町1-2 徳島県社会福祉協議会内	電話	088-654-8386

<sup>恵島県</sup> とくしま・くらしサポー ンター	〒770-0943 徳島市中昭和町1-2 徳島県社会福祉協議会内	電話	088-654-8386
-----------------------------------	--	----	--------------

_	65	_
_	$\mathbf{u}$	_